

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
会津若松市	北会津地区（小松）	令和4年3月18日	令和5年2月26日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	74.84 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	63.72 h a
③地区内における10年後までにリタイア・規模縮小を希望する農業者の耕作面積の合計	10.22 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	9.10 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計 （備考）	33.00 h a

2 対象地区の課題

<p>■人</p> <p>○8経営体が認定農業者を取得していて、認定新規就農者も1名いる。将来の引き受け意向に偏りがあるため、場合によっては新たな中心経営体の確保について検討が必要である。</p>
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>【10年後の農地利用の在り方に関する基本方針】</p> <p>○現状、若手農業者や後継者が確保されており、引き受け意向面積も十分なことから、10年後も集落における農業の継続は可能。</p> <p>○兼業農家等については、今後も可能な範囲で営農を継続していく。</p> <p>○今後、リタイアや規模縮小の意向が示された場合は、集落の担い手である中心経営体で農地の貸借について協議していく。</p>
--

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

① 農地貸し付け等の意向

- 年一回程度、プラン内容について協議を行い、リタイアや規模縮小の意向の確認を行う。
- 貸借の手続きについては、農地中間管理機構の活用や農業委員会の利用権設定等促進事業による利用権設定など、出し手の意向に沿って手続きを行う。

② 新たな中心経営体の育成

- 後継者は確保されている現状であるが、将来、高齢化による農業従事者の減少に備え、新規就農者の確保について検討していく。
- 後継者へ作業ノウハウの継承や支援を集落で協力して進め、中心経営体の育成を行っていく。

③ 多面的機能支払制度への取り組みの継続

- 農地の維持・保全を図るため、多面的機能支払制度に集落として可能な限り継続して取り組む。
- 中心経営体への集積を図りながらも、活動組織の組織体制や役割分担など、集落全体で農地の維持・管理する体制を協議していく。
- 集落内農地の全面積を中心経営体だけで維持管理していくことは困難であることから、集落内全員が活動に参加する組織を継続していく。

④ 農業法人の設立

- 将来、高齢化が進むことが予想されることから、現状の経営体による耕作を継続しながら、状況に応じて、農業法人の設立についても併せて協議を続けていく。